



○運賃無料

小学生未満

○運賃半額

1.小学生

2.身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている方及びその介護人が介護のため乗車する場合で、身体障害者手帳を提示したとき(※)

3.都道府県知事の発行する知的障害者療育手帳の交付を受けている方及びその介護人が介護のため乗車する場合で、療育手帳を提示したとき(※)

4.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及びその介護人が介護のため乗車する場合で、保健福祉手帳を提示したとき(※)

5.65歳以上で運転免許証を自主返納され、「運転経歴証明書」の交付を受けた方

2及び3の割引対象者は、有する手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に 第1種と記入されている場合は本人及び介護人、その他の場合は本人のみ

(※)

4の割引対象者は、有する手帳の障害等級欄が第1級と記入されている場合は本人及び介護人、その他の場合は本人のみ